

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第38号
委託業務名称	えきまちテラス長浜コミュニティスペース管理運營業務
委託業務場所	えきまちテラス長浜
業務の概要	「湖の辺のまち長浜未来ビジョン」のコンセプトの一つである「びわ湖とまちをつなぐ」にも合致し、びわ湖を代表とする淡水魚を中心に展示紹介する水族館として、地元市民をはじめ、観光客にも鑑賞してもらい、びわ湖・長浜の自然環境について学んでいただく機会を提供するとともに、休憩スポットとして施設利用を図るもの。
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	2,772,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号 [商号又は名称] えきまち長浜株式会社
契約相手方の選定理由	①えきまち長浜(株)は、再開発事業の完了後、長浜駅周辺のエリアマネジメントを推進する主体として、本市の出資により第3セクター方式で設立している。(平成26年9月) ②本市は、長浜駅周辺の新たなまちづくりの担い手として、都市再生特別措置法に基づきえきまち長浜(株)を公共的団体として「都市再生推進法人」に指定している。(平成27年3月) ③本市とえきまち長浜(株)は、長浜駅周辺都市利便増進協定を締結し、同社が長浜駅周辺施設の整備及び管理を一体的に行うこととしている。(平成29年3月から)
根拠規定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (2) 競争入札に付することができないとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。